

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要領の運用について

第1 プロジェクト計画

要領第1の1の別記様式第1号のプロジェクト計画に記載する事項は、次のとおりとする。

各項目とも、必要に応じて説明資料等を添付するものとする。

(1) プロジェクト名

プロジェクトの内容を分かりやすく端的に表現すること。

(2) 分野

分野は、土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のほか、農林水産物の生産・加工や農林水産業関連サービス、直接販売などに区分する。

ただし、農林水産物の加工、農林水産業関連サービス及び直接販売の場合は、更に土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のいずれに区分されるのか明確にすること。

なお、複数に区分される場合は、該当する全てを記載すること。

いずれにも区分されない場合、プロジェクト内容を端的に分かりやすく記載すること。

ア 農林水産物の加工とは要綱第2で規定する実施主体が、主に自家生産物を原材料として使用し製造加工することをいう。

イ 農林水産業関連サービスとは、次のようなものをいう。

(ア) 実施主体が、主に自家生産物を原材料とした飲食物の提供

(イ) 実施主体が、主に自家生産物及びその生産基盤等を資源とした体験サービス等の提供

(3) 実施主体構成

実施主体が団体にあつては、構成員数を記載し、構成する者の氏名、住所、連絡先等は別様にて添付すること。

(4) プロジェクト目標

産出額を主として、プロジェクト計画の独自項目で、現状と5年後の目標と各年度の目標を記載すること。

(5) プロジェクト概要

事業の活用も含め、産出額の増大、雇用の創出、創意工夫、実現性及び地域への波及効果の観点から具体的に5ヵ年計画を記載すること。

(6) 事業計画

プロジェクト計画に基づき活用する事業内容、実施年度、事業費等を記載すること。

なお、2ヶ年実施する場合には、単年ごとに記載すること。

また、要領別記様式第4号を作成のうえ添付すること。

第2 事業の着工等

1 事業実施の事務取扱い等

(1) 実施主体は、事業実施計画等に基づき建設工事を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定した上で、特に軽微なものを除き、事業実施設計書を作成するものとする。

(2) 実施主体の長は、当該事業の実施に当たっては、競争入札を行い業者を選定するものとする。

ただし、相当の理由により競争入札によりがたい場合は、随意契約によるこ

とができるものとする。この場合、随意契約の理由を明らかにしておくこととする。

なお、業者（農業協同組合等を含む。）の社員等関係者が指名業者選定等の入札執行事務に関与する場合は、当該業者は入札に参加できないものとする。

- (3) 農業一般に係る事業の事業実施計画における事業費の構成及び積算については、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知）の例に準ずるものとする。

第3 プロジェクトの進捗状況報告等

1 事業の遂行状況等

要領第3「報告、評価」にあたって、実施主体の長は、事業の遂行状況をプロジェクト支援チームに報告し、必要に応じて指導を仰ぐものとする。

- 2 実施主体の長は、事業の遂行状況とプロジェクト計画の進捗を併せて管理するとともに、産出額の増大、雇用の創出、創意工夫、実現性及び地域への波及効果に照らし合わせ評価を客観的に行うものとする。

第4 施設等の管理運営等

実施主体は、本事業によって取得し、又は効用の増加した施設等について、次により、常に良好な状態で管理するとともに、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

1 管理の方法

- (1) 実施主体の長は、施設等の管理状況を明確にするため、施設等の種類、設置場所、規模、事業費、処分制限期間等を記載した財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 実施主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続きを経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう施設等の更新に必要な資金として、税法上認められている減価償却資産に係る減価償却費を計上し、これらの積立に努めるものとする。
- (3) 実施主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿を作成し、整備保存するものとする。

2 施設等の管理運営状況等の点検

市町村の長は、実施主体より事業を実施した年度から報告される事業の実施状況報告をもとに、毎年、施設等の管理運営状況を把握し、当該補助金の交付の目的を達成するため施設等が適正かつ効率的に運用されているかどうかについて審査し、当初の事業実施計画に即して実施するよう適切な指導を行うものとする。

3 増築、模様替え等に伴う手続き

本事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能

の変更を伴う増築及び模様替え等を当該施設等の耐用年数期間内に行うときは、実施主体の長は、あらかじめ、別記様式第1号の様式により、市町村の長に提出し、市町村の長は知事あてに届け出て、その指示を受けるものとする。

4 施設の処分等

- (1) 実施主体の長は、本事業によって取得し、又は効用の増加した施設等について、当該施設等の耐用年数期間内に立地条件その他社会経済的情勢の変化等により当該補助金の交付の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であって、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金交付の目的以外の目的で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、別記様式第2号の様式により、市町村の長を経由して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 原則として4の(1)の財産処分の承認においては、県補助金相当額の返納を条件とするものとする。
- (3) リースを行う実施主体にあって、リース完了後において対象施設を受益者に譲渡するときは、別記様式第3号の様式により、市町村の長を経由して知事の承認を受けるものとする。

5 災害の報告

天災その他の災害を被ったときは、実施主体の長は、別記様式第4号の様式により、市町村の長に提出し、市町村の長は知事あてに被害に関する事項、対応処置等について、遅滞なく報告するものとする。

第5 その他

1 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、事業名、実施主体名等を表示するものとする。

2 検査及び現地調査の実施

県は、導入施設等の利用状況及び事業の遂行状況について検査及び現地調査を実施するものとする。その結果、適正な利用及び事業遂行がなされていないことが判明した場合は、補助金返還等の措置を講ずることとする。

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業に係る施設等の増築（改築、模様替え、移転等）届

平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業で取得した施設等を増築（改築、模様替え、移転等）したいので、下記のとおりお届けします。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設の概要

事業内容	実施主体	施行又は設置場所	事業量	事業費	県補助金	備考

- 3 増築等の計画及び費用

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業に係る施設等
財産処分承認申請書

平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業で取得した財産を下記
のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業内容	実施主体	施行又は 設置 場 所	事業量	事業費	県補 助金	備 考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、
譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業(リース)に係る
施設等譲渡承認申請書

平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業で取得した財産を下記
のとおり受益者に譲渡したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 譲渡の対象となる財産
- 2 財産取得時の状況

市町村名	実施主体	施行又は 設置場所	事業量	事業費	県補助金	備考

- 3 譲渡の方法（譲渡の相手方、譲渡価格、譲渡予定期日、譲渡条件等を記載すること。）

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長



平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業に係る施設等の
災害報告書

平成 年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業で取得した施設等が災
害により被災したので報告します。

記

1 事業の被災内容

地区名	事業内容						被災内容			備考
	事業内容	実施主体	事業量	事業費	県補助金	完了年月日	災害の種類	被災年月日	被災程度	
				円	円					

(注) 「被害程度」には、構造、規模、品目を具体的に記入すること。

2 被災措置

- (1) 災害時において実施主体で行った措置
- (2) 復旧に要する費用（見込額）
- (3) 復旧のための措置等
- (4) その他

3 調査意見

4 添付資料

- (1) 被災写真及び現場位置図
- (2) 火災にあっては、所轄警察署の証明書